

入札公告

(事後審査方式)(入札説明書を兼ねる)

補助公共 社会資本総合整備（防災・安全）（強靱化） 危機管理型水位計改良工事に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

本件は、自治令第 167 条の 5 の 2 の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めるとともに、入札参加資格の審査を開札後に行うものです。

また、フレックス工期による契約方式の実施対象工事であるので、落札者は工事開始期限日以前の任意の日を契約工期の始期日、契約工期の始期日から工事完成期限日までの間の任意の日を契約工期の終期日に設定し、契約工期とすることができる。

令和 8 年 9 月 1 5 日

群馬県知事 山本 一太

記

1 担当部局

(1) 電子入札の執行に関すること

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1-1

群馬県県土整備部河川課工事事務係 電話027-226-3611

(2) 事務的事項及び技術的事項に関すること

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1-1

群馬県県土整備部河川課

工事事務係（事務的事項） 電話027-226-3611

水害対策室防災係（技術的事項） 電話027-226-3619

2 工事の内容

(1) 工 事 名

補助公共 社会資本総合整備（防災・安全）（強靱化） 危機管理型水位計改良工事

(2) 工事場所

一級河川粕川外 前橋市粕川町月田外地先

(3) 工事概要

別冊設計書のとおり

(4) 工事詳細

別冊図面及び仕様書のとおり

(5) 工期

工事開始期限日 令和 8 年 1 1 月 1 4 日（土）

工事完成期限日 令和 9 年 3 月 1 5 日（月）

3 入札参加形態

単体による参加

4 入札参加資格

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 自治令第 167 条の 4 第 1 項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 群馬県財務規則第 170 条第 2 項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

(3) 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第 2 条第 2 項に規定する指名停止を受けていない者であること。

なお、(2)及び(3)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。

(4) 群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)第 10 条第 1 項に規定する建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者であること。

(5) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務を履行している者であること。(当該届出の義務がない者を除く。)

(6) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

~~(7) この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。~~

(8) この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第 7 条第 1 項に抵触しない。

① 資本関係

ア 親会社(会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法施行規則第 3 条第 3 項の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にあること。(子会社又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更正会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が継続中である会社を除く。以下同じ。)

イ 親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

② 人的関係

ア 一方の会社等の役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・ 会社法第 2 条第 1 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・ 会社法第 2 条第 1 号の 2 に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・ 会社法第 2 条第 1 号の 5 に規定する社外取締役
- ・ 会社法第 3 条第 4 号第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であつて、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

③ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

(9) 群馬県の令和8・9年度建設工事入札参加資格者名簿における**電気通信工事の総合数値が800点以上**の者であること。

(10) この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事期間中に専任で配置できること。ただし、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 一級・二級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者であること。

イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ 入札参加資格の確認申請前において、3か月以上継続して雇用している者であること。

(11) 群馬県内に、建設業法に基づき設置された**本店、支店または営業所**があること。

~~5 設計業務等の受託者~~

~~(1) この公告における「この工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。~~

~~〇〇コンサルタント株式会社~~

~~(2) この公告における「当該受託者と資本関係又は人的関係がない者」とは、〇〇コンサルタント株式会社が行った群馬県調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請における関連建設業者報告書に記載がない建設業者をいう。~~

6 入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）

(1) 申請書及び資料は、令和8年9月15日（火）から9月25日（金）までに、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。

URL:<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>

(2) 申請書及び資料を提出した者には電子入札システムにより入札参加資格確認通知書を交付するが、この公告における入札参加資格を認定するものではない。

(3) 電子入札システムによる提出が不可能な者は、契約担当者と協議すること。

(4) 提出書類

ア 入札参加申請書（別記様式1-1）

イ 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し

ウ 監理技術者等の資格（別記様式3-1）

ア) この公告における入札参加資格を確認できる配置予定技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。

イ) 配置予定技術者を一人に特定できないときは、複数の候補技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。

エ ウを補足するための資料

(5) 配置予定技術者

ア 同一の技術者の配置を予定する他の工事を落札したときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出すること。

イ 他の工事を落札したことにより技術者を配置することができないにもかかわらず、入札したときは指名停止を行うことがある。

ウ 配置技術者を一人に特定できないときは、複数の技術者の配置を予定することができる。

(6) 申請書及び資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。

(7) 入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、申請書又は資料の再提出を求めることがある。

(8) 申請書及び資料は返却しない。

7 別冊図面、仕様書以外の詳細図面、仕様書(金額抜き設計書)及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)

(1) 設計図書等は電子入札システムにより閲覧できる。

(2) 設計図書等に係る質問は、令和8年9月15日(火)から9月25日(金)までの午前9時から午後4時まで(土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除く。)に群馬県県土整備部河川課工事事務係に別記様式6(以下「質問書」という。)をメールにより提出すること。また、送信した旨を群馬県河川課工事事務係へ必ず電話連絡すること。電話連絡がない場合は受理しない場合がある。

群馬県県土整備部河川課メール (kasenska@pref.gunma.lg.jp)

(3) 設計図書等に係る質問があったときは、令和8年10月1日(木)までに質問・回答書により回答する。

(4) 設計図書等に係る質問の回答は令和8年9月15日(火)から令和8年10月13日(火)まで電子入札システム(入札情報公開システム)により閲覧できる。

8 現場説明会

行わない。

9 入札方法等

(1) この入札は、電子入札システムにより行う。

(2) 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書の引き換え又は変更は認めない。

(4) 入札執行回数は原則として2回までとする。

10 入札手続等

(1)入札開始日時

令和8年10月8日(木) 午前9時

(2)入札書及び工事費内訳書提出締切日時

令和8年10月13日(火) 午後4時

(3)工事費内訳書開封予定日時

令和8年10月13日(火) 午後4時1分

(4)開札予定日時

令和8年10月14日(水) 午前9時00分

(5)この入札は、電子入札システムにより行う。

11 入札保証金

免除

12 契約保証

請負金額の100分の10以上の次の担保を提供又は契約保証金を納付すること。

(1) 金銭保証人（金融機関又は保証事業会社の保証）

(2) 履行保証保険

(3) 公共工事履行保証証券による保証（付保割合10%以上）

(4) 利付国債もしくは地方債

13 工事費内訳書

(1)入札参加者は、第1回目の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず工事費内訳書を提出すること。

(2)入札参加者は、契約担当者が電子入札システムに添付した「工事費内訳書について」を確認のうえ、同システムに併せて添付した工事費内訳書の所要欄に入力し、契約担当者が指定する日時までにエクセルファイルにより提出すること。

なお、拡張子を除いたファイル名称は全角16文字以内とし、ファイル名称および紙面に必ず法人名称を明記すること。

(3)工事費内訳書における工事価格は入札金額と一致すること。

(4)工事費内訳書は返却しない。

14 開札

(1)開札は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2)入札者又はその代理人から要求があったときは、立ち会いを認める。

15 入札の無効

(1)入札参加資格がない者が行った入札

(2)入札に係る不正行為を行った者による入札

(3)虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札

(4)同一の者が行った複数の入札

(5)ICカードの不正使用により行った入札

(6)工事費内訳書を提出しない者が行った入札

(7)工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しないとき

(8)落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき

(9)その他入札に関する条件に違反したとき

(10)無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す。

16 落札候補者の決定方法

(1)群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。

(2)落札候補者が二者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(3)この入札は最低制限価格を設ける。最低制限価格を下回る入札をした者は失格とする。

(4)落札候補者がこの工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは、有効な入札を行った最低価格が次順位以降の者を落札候補者とする。

17 入札参加資格の審査と落札者の決定方法

(1)落札候補者の入札参加資格の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があることが確認できれば、その者を落札者と決定し、落札者決定通知書により通知する。

(2)審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者の入札参加資格の審査を行い、入札参加資格のある者を確認できるまでおこなう。

(3)落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。

(4)入札参加資格がないと認めた者には、入札参加資格を満たさない項目及び満たさない理由を書面により通知する。

18 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格の申請を行った者のうち、契約担当者から入札参加資格がないと認められた者は、通知された日の翌日から起算して5日（群馬県の休日を定める条例（平成元年条例第16号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に、群馬県県土整備部河川課工事事務係に別記様式4-1により説明を求めることができる。

19 審査請求

(1)入札参加資格の申請を行った者のうち、契約担当者から入札参加資格がないと認められた者は、群馬県知事に対して審査請求を行うことができる。

(2)審査請求先は、群馬県県土整備部河川課工事事務係とする。

20 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める時は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること（別記様式7）。

21 工事請負契約書

群馬県建設工事執行規程により作成すること。なお、作成にあたっては「建設工事請負契約書作成の手引き（令和7年4月改正）」（県土整備部契約検査課）を参照すること。

22 請負代金内訳書

法定福利費額を記載した請負代金内訳書を契約から10日以内に契約書と同部数提出すること。なお、作成にあたっては別添「請負代金内訳書の提出における留意点」を参照すること。

23 支払条件

(1) 前払金

請負代金の40%以内

(2) 中間前払金

1回

(3) 部分払の回数

3回以内（請負代金が1,000万円を超えるもの）

中間前金払の支払を受けた場合は、この回数を1回減じる。

(4) 支払条件の詳細は、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

24 火災保険を付することの要否

設計書等に指定された保険がある場合は付すること。

25 この工事に密接な関連がある他の工事

この工事の落札者と随意契約を締結する予定なし

26 建設工事に関する諸規程

建設工事に関する諸規程は「群馬県県土整備部基準通知システム」等で閲覧できる。

なお、改正されているものもあるため、必ず最新版を参照すること。

【主なページ】（☆各ページの更新状況についての問い合わせは当該ページを管理する所属に対して行うこと。）

群馬県県土整備部基準通知システム

目次 (kintoneapp.com)

群馬県法規集

URL : <https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/?jctcd=8A7FE9A39A>

ぐんま電子納品システムポータルサイト

URL : <https://www.neo-calsec.com/portal/gunma/>

27 労務費ダンピング調査

対象

28 その他

- (1) 入札参加者は群馬県競争入札心得を遵守すること。
- (2) 虚偽の申請書及び資料を提出した者には、指名停止を行うことがある。
- (3) 契約担当者は、落札者が監理技術者等を適正に配置しないときは契約を締結しないことがある。
- (4) 電子入札システムにおける添付ファイルの容量は1申請あたり3メガバイトが上限となるので、PDF化するにはファイルの容量に注意すること。
- (5) 課税（免税）事業者届出書について
契約を締結するにあたり、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の課税／免税を確認する必要があるため、落札した場合は速やかに課税（免税）事業者届出書を提出すること。
ただし、令和8年4月1日以降に当所に対して提出済みの届出書記載の課税（非課税）期間内に契約を締結する場合は、新たな提出は不要。
- (6) この説明書は、本件に係る手続以外の目的に使用してはならない。
- (7) 資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。
- (8) 落札者は、この公告で指定した工事開始期限日以前において契約工期の始期日、契約工期の始期日から工事完成期限日までの間において契約工期の終期日を自由に設定することができる。
- (9) 落札者が工事開始期限日以前において契約工期の始期日を設定したときは、工事請負契約を締結したときから契約工期の始期日の前日までの期間における現場代理人及び監理技術者又は主任技術者の配置を求めない。
- (10) 契約締結日から契約工期の始期日の前日までの現場管理は、契約担当者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。

電子入札による再入札等について（ご注意）

電子入札による再入札等については下記のとおり「ぐんま電子入札共同システム運用基準」によるものとしますので、該当の場合にはご留意ください。

ぐんま電子入札共同システム運用基準（抜粋）

10-2 再度入札、再々度入札または不落随契について

落札となるべき金額を入札した者がいなかった場合には、参加団体の規定に基づき再度入札、再々度入札または不落随契（以下「再入札等」という。）を行うことができる。

再入札等の時間については、午前中に開札を行った案件については、当日の午後4時から30分の間、午後を開札を行った案件については、翌日の午前11時30分から30分の間に実施することを基準として、発注担当者が案件毎に指示するものとする。

※やむを得ず、上記によらず余裕時間の短い再入札等を行う場合がありますが、その際には入札参加者に個別に連絡しますので対応ください。

ただし、上記時間によらない場合でも余裕時間が基準より超過する場合には連絡はいたしません。（cf. 午後入札を翌日午後に再入札等を行う場合）

なお、対象入札辞退者及び一抜け等より入札無効な者にも連絡等はいたしません。

<連絡・問合せ先>

〒371-8570 前橋市大手町 1-1-1

群馬県 県土整備部 河川課 工事事務係

TEL:027-226-3611・3614

FAX:027-224-1368

入札参加者 様

群馬県知事 山本一太

工事におけるフレックス工期による契約方式に係る提出書類について

本工事を落札したときは、下記のとおり提出をお願いします。

記

- 1 課税事業者届又は免税事業者届
工事請負契約を締結するときに提出してください。
- 2 契約保証金関係書類(保証事業会社の保証書等)
工事請負契約を締結するときに提出してください。
- 3 現場代理人等指定通知書
契約工期の始期日までに提出してください。
- 4 工程表
契約工期の始期日までに提出してください。
- 5 建設業退職金共済掛金収納書
現地における工事着手までに提出してください。
- 6 施工状況報告書
現地における工事着手までに提出してください。
- 7 施工体制台帳の写し、施工体系図の写し
下請契約を締結したときは、現地における工事着手までに提出してください。
- 8 コリンズへの登録
受注時における工事实績情報について監督員の確認を受けた後に、契約工期の始期日から 10 日以内に登録機関に登録申請してください。

フレックス工期による入札契約方式の留意点について

- 1 落札者は、この通知で指定した工事開始期限日以前において契約工期の始期日、契約工期の始期日から工事完成期限日までの間において契約工期の終期日を自由に設定することができる。
- 2 落札者が工事開始期限日以前において契約工期の始期日を選択したときは、工事請負契約を締結したときから契約工期の始期日の前日までの期間における現場代理人及び監理技術者又は主任技術者の配置を求めない。
- 3 契約締結日から契約工期の始期日の前日までの現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は現場に搬入しない資材等の準備及び技能労働者の手配を行うことができるが、資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。
- 4 当該工事の工事開始期限日、及び工事完成期限日は以下のとおりとする。

工事開始期限日は令和 8 年 1 1 月 1 4 日とし、工事完成期限日は令和 9 年 3 月 1 5 日とする。

入札参加申請書

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

令和 8 年 9 月 1 5 日付けで公告がありました補助公共 社会資本総合整備（防災・安全）（強靱化） 危機管理型水位計改良工事に係る入札参加資格を有するので、入札への参加を希望します。

ついては、下記の入札参加資格確認資料を添えて申請します。

なお、提出した書類の内容は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し
- 2 監理技術者等の資格(別記様式 3 - 1)
- 3 3を補足するための資料

監理技術者等の資格

会社名：

配置予定技術者の 従事役職・氏名	○○○○技術者 ○○○○	
最 終 学 歴	○○大学土木工学科□□年卒業	
法令等による免許	○級土木施工管理技士（取得年）：平成○年 ○級土木施工管理技士（交付番号）：○○○○○○○号 監理技術者資格（取得年月日）：平成○年○月○日 監理技術者資格（交付番号）：第○○○○○○○○○○○○号 監理技術者講習修了証の交付年月日：平成○年○月○日	
雇用の状況	申請日前 3 か月以上の雇用継続の有無 有・無	
申 請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	施 工 場 所	（都道府県名・市町村名・地先名）
	工 期	令和○年○月○日～令和○年○月○日 ○か月
	従 事 役 職	監理技術者・主任技術者・現場代理人 ※該当する職名に○をつけること。
	落札後の配置予定 技術者の対応措置	※この工事を落札したときは、この工事に従事することが可能であることを記すこと。

入札参加申請書についての説明申込書

令和 年 月 日

群馬県知事 山本 一太 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

令和 8 年 9 月 1 5 日付けで公告がありました補助公共 社会資本総合整備（防災・安全）（強靱化） 危機管理型水位計改良工事に係る入札参加資格の確認において入札参加資格がない旨の通知を受けましたが、入札参加資格がない理由について説明を求めたいので下記の書類を添えて申し込みます。

なお、添付書類は事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札参加資格確認通知書の写し
- 2 入札参加資格があるとする理由及び証拠書類

入札参加資格再確認通知書

令和○年○月○日

商号又は名称

代表者職・氏名 ○○○○ 様

群馬県知事 山本 一太

令和○年○月○日付けで申し込みがあった補助公共 社会資本総合整備（防災・安全）（強靱化） 危機管理型水位計改良工事に係る入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

令和○年○月○日付けで通知した入札参加資格確認を取り消し、当該工事に係る入札参加資格があると認めます。

次の理由により、入札参加資格は認められません。

理由

※「記」以下については、いずれか一方を選択すること。

※入札参加資格審査確認結果の通知に使用します。

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書

令和 年 月 日

群馬県知事 山本一太 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

- ・発生するおそれのある事象(※)：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰
- ・上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを添付

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

- ・発生するおそれのある事象(※)：(例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足
- ・上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等の URL を記載又はファイルを添付

その他連絡事項(空欄可) (自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(※) 天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

- 注 1 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
- 2 本通知書を提出する場合は、落札決定(随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定)から契約締結までに提出するものとする。
- 3 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用

いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）

- 4 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
- 5 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。